

(傍聴券)

第1条 郡山市教育委員会の会議を傍聴しようとする者は受付において傍聴人名簿にその住所及び氏名を明記し、傍聴券(別記様式)の交付を受けなければならない。

(傍聴席)

第2条 傍聴券の交付を受けて入場するときは、傍聴券を示し、係員の指示に従い、指定の席につかなければならない。

(入場拒否)

第3条 次に掲げる者は、入場することができない。

- (1) 凶器その他危険な物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びた者
- (3) その他教育長が不相当と認める者

(平13教委規則2・平27教委規則3・一部改正)

(集団傍聴)

第4条 集団的に傍聴しようとするときは、代表者はあらかじめその旨を教育長に申し出なければならない。

(平27教委規則3・一部改正)

(議場への入場禁止)

第5条 傍聴人は、如何なる事由があっても議場に入ることを許さない。

(傍聴人数の制限)

第6条 傍聴人員は時宜に応じ、教育長において、これを制限することができる。

(平27教委規則3・一部改正)

(傍聴人の遵守事項)

第7条 すべての傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議での発言について、拍手その他の方法により批評又は可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談話、騒ぎ立てる等により会議を妨害しないこと。
- (3) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により教育長の許可を得た者は、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 旗、のぼり、はり紙、ビラの類による宣伝又は示威運動とみなされる行為をしないこと。
- (7) 携帯電話その他の音の発生する情報通信機器は、音の出ない状態とし、通話及び操作をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に教育長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴券の返還等)

第9条 傍聴人は、会議が閉会したときは、直ちに退場するとともに傍聴券を返還しなければならない。

(平13教委規則15・全改)

(退場命令)

第10条 傍聴人が、この規則に違反するときは、教育長は退場を命ずることができる。

(平27教委規則3・一部改正)

(非公開等の場合の退場)

第11条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条第7項ただし書の規定に基づき会議を公開しないとする議決があったとき、又は前条の規定により退場を命じられたときは、傍聴人は、速やかに退場しなければならない。

(平13教委規則15・全改、平27教委規則3・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年教委規則第2号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年教委規則第15号)

この規則は、平成14年1月11日から施行する。

附 則(平成27年教委規則第3号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(郡山市教育委員会傍聴人規則の経過措置)

3 在職特例期間は、第3条の規定による改正後の郡山市教育委員会傍聴人規則の規定は適用せず、同条の規定による改正前の郡山市教育委員会傍聴人規則の規定は、なおその効力を有する。

別記様式（第1条関係）

傍 聴 券
(表)

第 号

郡山市教育委員会傍聴券

年 月 日

住 所

傍聴人

氏 名

(裏)

傍聴人心得

- 1 傍聴券の表面に住所及び氏名を記入すること。
- 2 凶器その他危険な物を携帯している者又は酒気を帯びている者は、入場できない。
- 3 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 会議での発言について、拍手その他の方法により批評又は可否を表明しないこと
 - (2) 私語、談話、騒ぎ立てる等により会議を妨害しないこと。
 - (3) みだりに傍聴席を離れないこと。
 - (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により教育長の許可を得たものは、この限りでない。
 - (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (6) 旗、のぼり、はり紙、ビラの類による宣伝又は示威運動とみなされる行為をしないこと。
 - (7) 携帯電話その他の音の発生する情報通信機器は、音の出ない状態とし、通話及び操作をしないこと。
 - (8) (1) から (7) までに定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 4 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。
- 5 この傍聴券は、傍聴中所持し、退場のときは係員に返還しなければならない。
- 6 この傍聴券は、表面の当日限り有効とする。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とし、横長にして用いること。